

沖縄県立八重山病院
旧施設残置品分別集積業務

プロポーザル実施要領

令和元年 7 月

沖縄県立八重山病院

1. プロポーザル実施要領の位置づけ

本プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、沖縄県立八重山病院（以下「当院」という。）が委託する「沖縄県立八重山病院旧施設残置品分別集積業務」について、プロポーザル方式により事業者を決定するために交付するものである。

実施要領は、以下により構成される。

(ア)実施要領

(イ)実施要領添付資料

- ① 別添資料1 沖縄県立八重山病院旧施設残置品分別集積業務仕様書（以下、「仕様書」という。）
- ② 別添資料2 提案書類作成要領及び様式集
- ③ 別添資料3 優先交渉権者決定基準（以下、「優先交渉権者決定基準」という。）

実施要領等の全ての資料は、このプロポーザルに参加する者が提案書類を作成する上での前提となるものとする。

2. プロポーザルに付する事項

(ア)委託業務名

沖縄県立八重山病院旧施設残置品分別集積業務（以下、「本業務」という。）

(イ)契約期間 契約締結日から令和元年11月30日まで

（旧施設廃止日の変更に伴い、契約終了期間の変更に関する改訂契約の可能性あり）

(ウ)履行場所 沖縄県石垣市大川732番地および沖縄県石垣市真栄里584-1

(エ)業務期間 契約締結日から令和元年11月30日まで

(オ)業務委託費用の提案上限額

（税抜）13,600,000円

（当該金額は企画提案のために提示する金額であり、契約額ではない。）

(カ)業務概要

旧沖縄県立八重山病院（沖縄県石垣市大川732番地）敷地内に残置された物品について、分別を行った上で一部を新沖縄県立八重山病院（沖縄県石垣市真栄里584-1）へ移設、残りを処分する必要がある。多量の残置品に対して適切かつ迅速に対応するため、分別および新病院への移設業務を『沖縄県立八重山病院旧施設残置品分別集積業務』として委託を行う。業務仕様については仕様書のとおり。

3. スケジュール

令和元8月2日（金）	プロポーザル実施要領公告及び関係資料の公告開始 及び公告資料に関する質問の受付開始
令和元年8月7日（水）	プロポーザル関係資料に関する質問の受付締切
令和元年8月9日（金）	プロポーザル関係資料に関する質問の回答最終日

	※当日程前に回答可能な内容については、随時回答を行う
令和元年8月16日（金）	プロポーザル参加申請書受付締切
令和元年8月19日（月）	参加申請の審査結果通知期限
令和元年8月23日（金）	提案書類の提出締切
令和元年8月28日（水）	プロポーザル対面審査
令和元年8月30日（金）	優先交渉権者の発表及び通知

4. 優先交渉権者決定方法

別に定める優先交渉権者決定基準に基づき優先交渉権者を決定する。

5. プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (イ) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (ウ) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかったものとみなす。
- (オ) 公告の日から協定締結の日までの間に、沖縄県から指名停止等措置要領に基づく指名停止、建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を受けている日が含まれていないこと。
- (カ) 法人税法及び消費税等の納付すべき税を滞納していないこと。
- (キ) プロポーザル参加時において、以下の諸条件すべてに合致する病院の、移転もしくは移転後の残置廃棄物分別集積業務に従事した経験を有すること。
 - 条件1. 病床数300床以上であること。
 - 条件2. 地上4階建て以上かつ延べ床面積20,000平方メートル以上であること。
 - 条件3. 沖縄県内の病院であること。

6. プロポーザル参加申請書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加申請書及び関係資料を提出しなければならない。

(ア)提出期間 前記3による。

(イ)提出場所 後記12(イ)とする。

(ウ)提出方法

郵送又は持参することにより受け付ける。郵送の場合は書留郵便で行うこと。

(エ)提出書類

- ① プロポーザル参加申請書(様式1)
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 参加申請者の事業概要(様式3)
- ④ 法人にあっては登記事項証明書・個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
- ⑤ 直近の賃借対照表、損益計算書または確定申告書の写し
- ⑥ 納税証明書(申し込みを申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する資料)
- ⑦ 参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒(82円切手を添付した長形3号封筒) ※参加申請の審査結果及び対面審査の実施日時等を通知する際に使用する事を目的とする。

(オ)提出部数 1部とする。

7. プロポーザル説明会等

プロポーザル説明会は行わない。

8. プロポーザル実施要領等に関する質問

プロポーザル実施要領等に対する質問がある場合は、所定の様式を用い、電子メールに添付して後記12(イ)宛に送信すること。なお、質問書を電子メールで送信した場合における着信確認は、提出者が行うこと。

(ア)提出期間 前記3による。

(イ)質問資格

プロポーザル参加資格を有する者からの質問のみ受け付ける。なお、質問がない場合は、質問がない旨を記載した電子メールを送信すること。

(ウ)質問の様式 質問書(様式4)を用いること。

(エ)回答

実施要領等に関する質問に対する回答は、質問者が様式4に記載した担当者宛に、電子メールにファイル添付して行う。全ての質疑に対する回答はプロポーザル参加者すべてに通知する。なお、本回答は実施要領等のすべての資料と同等の効力を持つ。

9. プロポーザル参加手続等

参加申請の審査を通過し、プロポーザルに参加するものは、提案書類を提出しなければならない。

(ア)提出期間 前記3による。

(イ)提出場所 後記12(イ)とする。

(ウ)提出方法

郵送又は持参することにより受け付ける。郵送の場合は書留郵便で行うこと。

(エ)提出書類

① 技術回答書(様式5)

② 価格見積書(様式任意)

③ 企画提案書(様式任意)

※仕様書内「2 業務の概要」の各項目および「5 独自提案」について提案を行うこと。なお、提案には別に定める優先交渉権者決定基準にて指定された内容を含むこと。

※①から③までを合わせて提案書類という。

※カラーにて作成した場合は、カラー資料にて提出すること。

(オ)提出部数 8部とする。

10. プロポーザル対面審査

プロポーザル参加者に対して対面審査を以下のとおり行う。

(ア)実施日時 前記3による。

(イ)実施場所 沖縄県立八重山病院 2階 第1講堂

(ウ)実施内容

優先交渉権者決定基準に示す対面審査項目に基づきプレゼンテーション・ヒアリング形式による審査を実施する。実施時刻は別途当院より通知する。また、本審査時間は1社あたり40分とする。

11. 優先交渉権者決定

(ア)沖縄県立八重山病院旧施設残置品分別事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)で、技術点と価格点の審査を行い、優先交渉権者を決定する。

(イ)次に掲げる事項のいずれかに該当するプロポーザルは、無効とする。

① プロポーザルについて不正行為があったとき

② 虚偽の申請を行った者

③ プロポーザルに関する条件に違反した者

④ 実施要領の原本の交付を受けない者

⑤ その他事業者選定に影響を及ぼす恐れのある不正行為があったとき

(ウ)提案書類の審査

提出された提案書類は、選定委員会において公正に審査し、優先交渉権者を選定する。

(エ)優先交渉権者の決定方法

優先交渉権者の決定にあたっては、回答内容を公平かつ客観的に評価し、当院にとって最適な事業者を選定する。別に定める優先交渉権者決定基準に基づき、業務委託費用の提案上限価格をもって有効な提案をした者のうち、「技術点」と「価格点」を合算し、総得点の最も高い参加者を優先交渉権者とするものとする。

(オ)結果の通知

結果はすべての参加者に書面により通知する。なお、優先交渉権者の決定は、対面審査実施後1週間程度を目途とする。

(カ)参加者の提案書類の公表

すべての参加者の提案書類は公表しない。

12. その他

(ア)費用負担・提案書類の取扱い

このプロポーザル実施要領に定めた資料の作成等に要する費用、及び対面審査に要する経費は参加者の負担とし、提出された書類又は資料は返却しない。

(イ)本件業務の担当部署及び連絡先

〒907-0007 沖縄県石垣市真栄里584-1

沖縄県立八重山病院 総務課 幸地

電話 0980-87-5557 (代表) FAX 番号 0980-87-5835

電子メール kouchiry@pref.okinawa.lg.jp